

## 杉並区の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

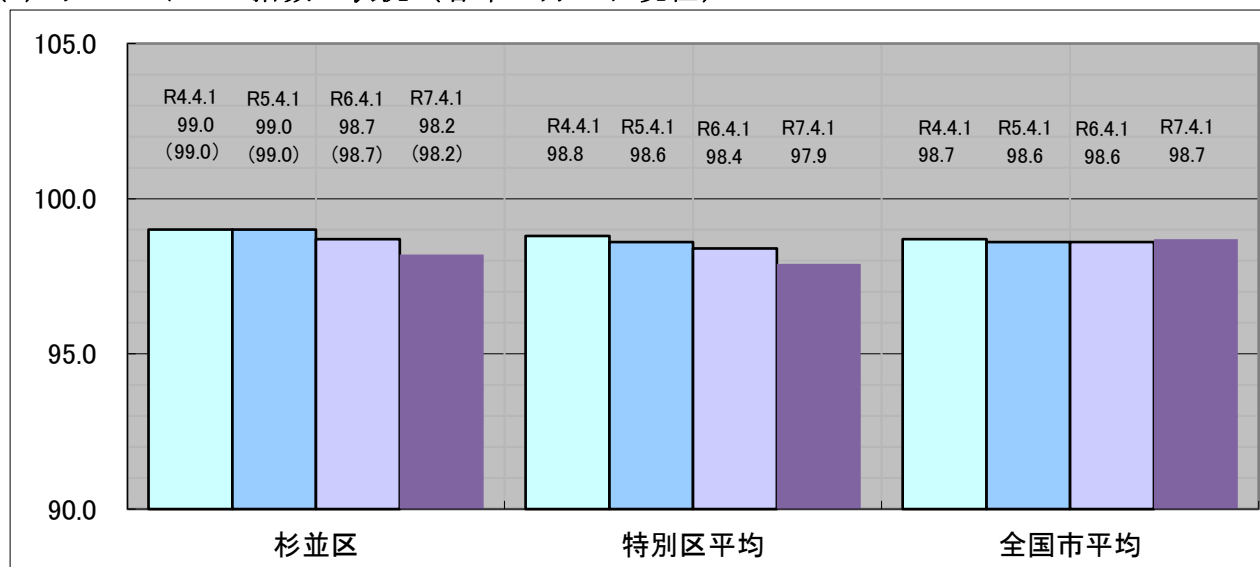
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 577,147	千円 233,959,637	千円 12,073,780	千円 39,294,013	% 16.8	% 15.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 3,462	千円 12,663,247	千円 5,031,320	千円 6,295,809	千円 23,990,376	千円 6,930	千円 6,798

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）  
 3 特別区平均とは、特別区のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	406,322円	391,462円	14,860円 (3.80%)	3.80%	3.80%	3.62%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、特別区人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	4.92月	4.85月	0.07月	0.05月	4.90月	4.65月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日

(内容) 国の見直し内容や特別区の実情等を踏まえ、管理職の役割の重要度が増している状況に鑑みて、行政職給料表(一)について、5級(課長級)は初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げるとともに、6級(部長級)は初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成に見直しを行った。また、他の給料表についても、行政職給料表(一)との均衡を基本に見直しを行った。

##### ② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	4月1日時点	遡及改定後										
国基準による支給割合	18%	18.5%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%
杉並区の支給割合	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。  
 (扶養手当は令和7年4月1日実施。管理職特別勤務手当は令和8年4月1日実施。)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
杉並区	39.5歳	304,677円	441,417円	382,051円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
特別区	39.5歳	306,499円	434,733円	384,346円

#### ② 技能労務職のみ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
杉並区	55.5歳	250人	298,020円	411,081円	365,993円	—	—	—	—
うち清掃職員	54.3歳	164人	305,105円	436,794円	376,434円	廃棄物処理業従業員	48.0歳	320,600円	1.36
うち学校給食員	57.1歳	18人	286,217円	357,202円	347,710円	調理士	42.7歳	324,000円	1.10
うち守衛	50.5歳	3人	284,733円	405,216円	341,680円	守衛	47.3歳	304,000円	1.33
うち用務員	57.3歳	37人	295,424円	371,252円	361,328円	用務員	48.8歳	267,400円	1.39
うちその他	59.5歳	28人	268,968円	348,370円	325,361円	—	—	—	—
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
特別区	53.3歳	213人	285,018円	387,770円	349,295円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,070,471円	4,457,900円	1.59
うち学校給食員	6,041,277円	4,273,000円	1.41
うち守衛	6,169,660円	4,071,900円	1.52
うち用務員	6,202,265円	3,469,000円	1.79
うちその他	5,775,460円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3か年平均)。調理士・守衛・用務員については東京都平均、廃棄物処理業従業員については全国平均である。  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致してい

るものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	40.5歳	366,905円	479,499円
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
特別区平均	38.0歳	340,103円	452,232円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたものである）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,500円	(総合職) 230,000円 (一般職) 220,000円
	高校卒	182,000円	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	175,325円	185,400円	211,000円
教育職	大学卒	233,000円	241,700円	—
	短大卒	215,200円	225,600円	—

※杉並区の技能労務職の初任給は、職種ごとの初任給の平均額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	295,313円	384,645円	400,145円	403,629円
	高校卒	246,420円	356,200円	362,611円	382,150円
技能労務職		—	315,406円	306,675円	315,344円

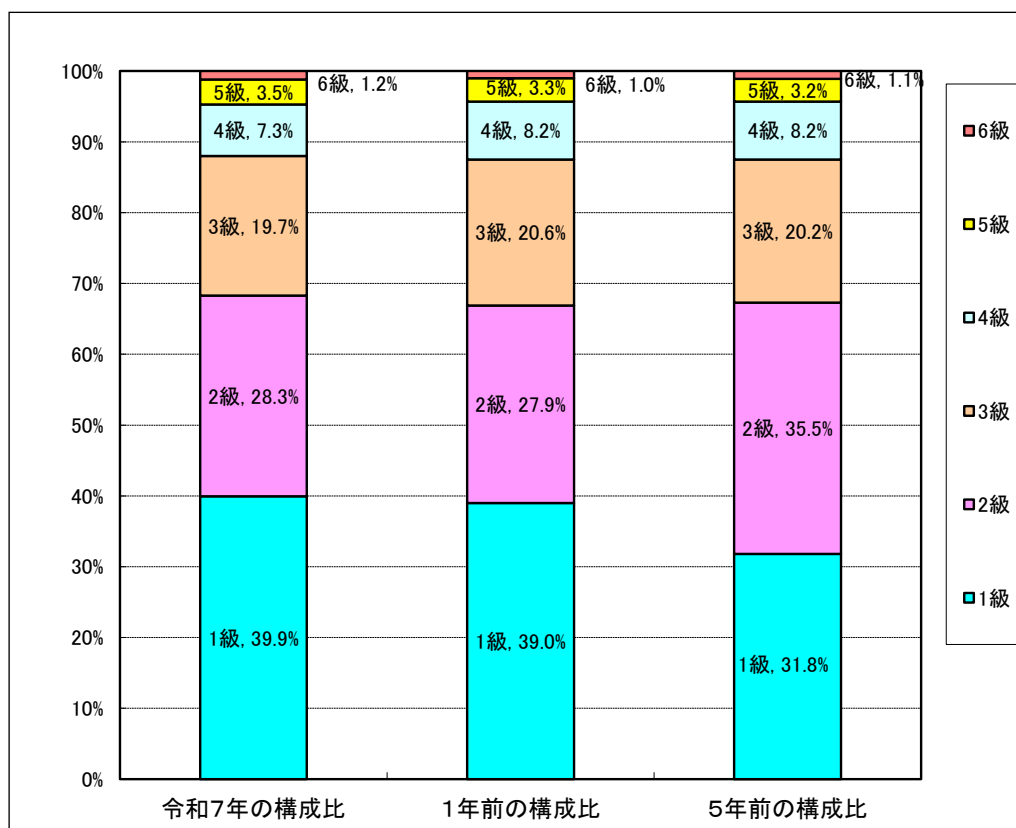
※技能労務職は、経験年数20年がないため、経験年数23年を記載している。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

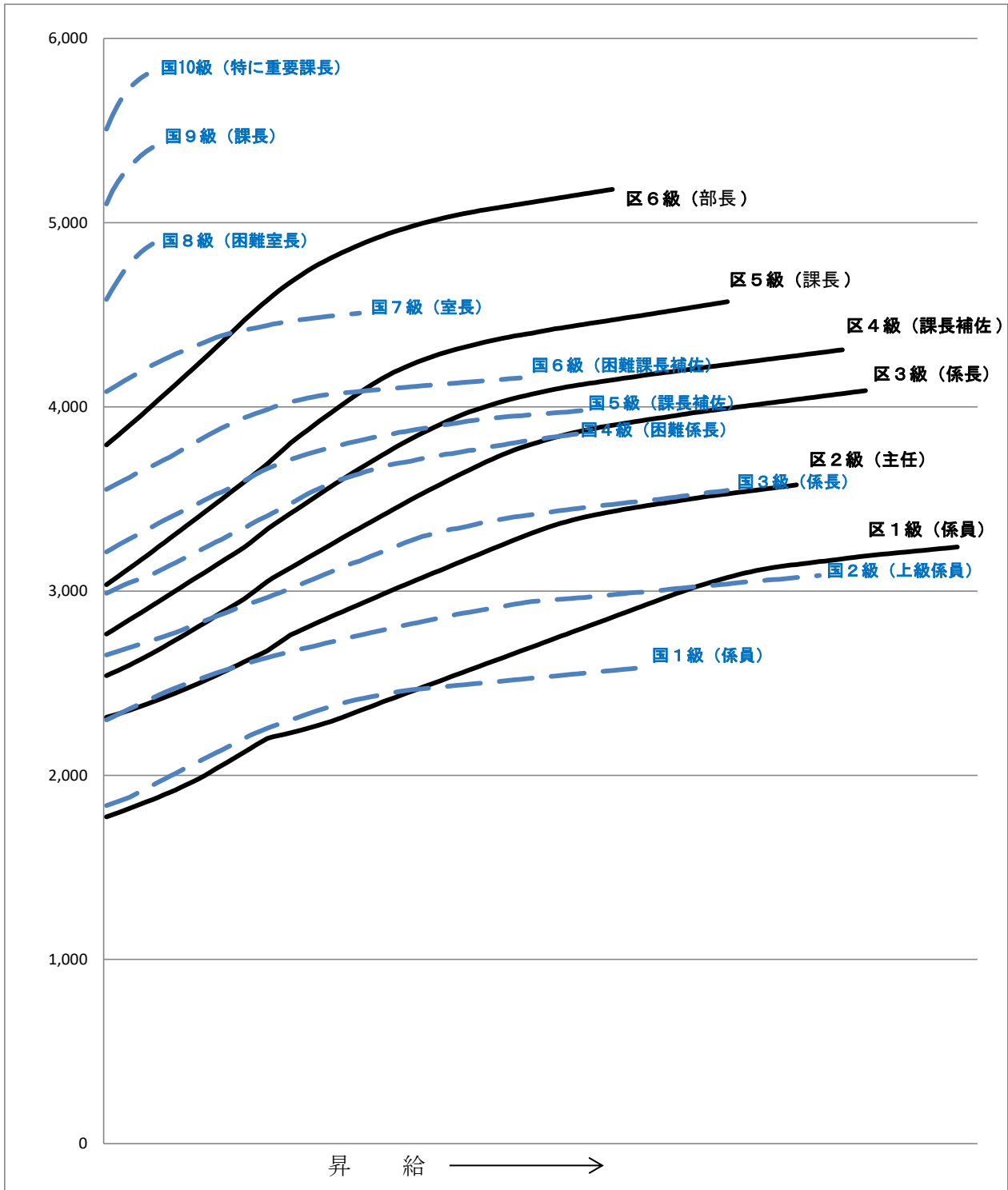
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6 級	部長	24人	1.0%	379,400円	518,100円
5 級	課長	69人	3.5%	303,500円	457,100円
4 級	課長補佐	144人	7.3%	276,700円	431,000円
3 級	係長	386人	19.7%	254,100円	408,800円
2 級	主任	556人	28.3%	231,500円	357,600円
1 級	係員	783人	39.9%	177,400円	323,900円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（杉並区）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	\		\	
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区		東京都		国	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,784千円		1人当たり平均支給額（6年度） 2,053千円		—	
（6年度支給割合）		（6年度支給割合）		（6年度支給割合）	
期末手当 2.50月分 (1.40月分)	勤勉手当 2.35月分 (1.15月分)	期末手当 2.50月分 (1.40月分)	勤勉手当 2.35月分 (1.15月分)	期末手当 2.50月分 (1.40月分)	勤勉手当 2.10月分 (1.00月分)
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（杉並区）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ.	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	\		\	
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

## (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

杉並区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	1,857千円	20,380千円	—	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		2,655,767千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		734,043円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	3,824人	20%

## (4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		38,181千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		113,972円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		10.35%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価（日額）
特定危険現場業務手当	経理課・建築課・営繕課・市街地整備課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	6,600円	300～400円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課・障害者施策課・子ども家庭支援課担当職員	家庭等の訪問	3,484,500円	460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	29,440円	160～700円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	26,511,100円	700円
児童相談所業務手当	児童相談所に勤務する職員	家庭訪問、指導、相談等の業務	4,864,000円	950円
一時保護業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童の一時保護業務	2,125,620円	1,470円
教員特殊業務手当	学校・子供の園の教員	非常災害時の緊急業務等	190,900円	3,000～16,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,398,511千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	393千円
支給実績（5年度決算）	1,308,714千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	371千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

### (6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	<b>【内容】</b> 扶養親族を有する職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 4,000円 (2) 子 9,500円 (2) 子（16歳年度初め～22歳年度末）加算4,000円 (3) 父母等 6,000円	異なる	[国] <b>【支給額】</b> (1) 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方 3,000円※1 (2) 子 11,500円 (2) 子（16歳年度初め～22歳年度末）加算5,000円 (3) 父母 6,500円※2 ※1行(一)8級以上には支給されない。 ※2行(一)8級以上は3,500円。	179,185千円	195,191円
住居手当	<b>【内容】</b> 借家・借間に居住する世帯主（準ずる者を含む）である職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 27歳以下の者 27,000円 (2) 32歳以下の者 17,600円 (3) 33歳以上の者 8,300円	異なる	[国] 支給対象者・支給金額 最高28,000円	184,249千円	179,930円
通勤手当	<b>【内容】</b> 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 <b>【支給額】</b> (1) 交通機関等利用者 原則として6か月定期代 (2) 交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6か月 ①一般：2,600～13,000円 ②障害者：3,900～24,900円 (3) 交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額 ※1月当たり支給最高限度額55,000円	異なる	[国] 交通用具使用者支給額 2,000円～31,600円	437,280千円	133,888円
管理職手当	<b>【内容】</b> 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 <b>【支給額】</b> (1) 部長 127,600円 (2) 重要困難課長 101,500円 (3) 課長 92,300円	異なる	[国] 支給対象者・支給金額 46,300円～146,400円	146,793千円	1,146,817円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
初任給調整手当	<p>【内容】専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給</p> <p>【支給額】 122,300～315,200円</p>	異なる	<p>[国] 支給対象者・支給金額 416,600円以内</p>	8,536千円	2,133,900円
休日給	<p>【内容】休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ	—	76,299千円	125,698円
夜勤手当	<p>【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ	—	1,357千円	79,814円
宿日直手当	<p>【内容】宿日直勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日、夜間警戒本部に勤務</li> <li>5時間未満 4,600円</li> <li>5時間以上 9,200円</li> <li>・上記以外の勤務</li> <li>5時間未満 3,200円</li> <li>5時間以上 6,400円</li> </ul> <p>※年末年始加算あり</p>	異なる	勤務の態様に応じ勤務1回につき、4,400円～21,000円を支給。	4,496千円	50,517円
管理職特別勤務手当	<p>【内容】管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部長 6時間以下：12,000円 6時間超：18,000円 平日深夜：6,000円</li> <li>・課長 6時間以下：10,000円 6時間超：15,000円 平日深夜：5,000円</li> </ul>	異なる	<p>[国] 勤務1回につき週休日等の勤務については、6,000円～18,000円を支給。6時間を超える勤務については、5割増。平日深夜については、3,000円～9,000円。</p>	267千円	29,667円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。</p> <p>【支給額】 職務の級及び号級により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園 1,120円～4,150円</li> <li>小学校 1,850円～7,950円</li> </ul>			4,905千円	50,570円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	1,123,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 区 長	899,900円	1,305,000円 /	921,600円
	教 育 長	771,300円	1,042,000円 /	817,100円
	代表監査委員(常勤)	693,700円		
報酬	議 長	863,700円	975,000円 /	863,700円
	副 議 長	781,600円	832,000円 /	770,400円
	議 員	601,100円	637,000円 /	600,200円
地域手当	区 長	給料×14.5%		
	副 区 長	給料×14.5%		
	教 育 長	給料×14.5%		
	代表監査委員(常勤)	給料×14.5%		
期末手当	区 長	(令和6年度支給割合)		
	副 区 長	4.23月分		
	教 育 長	4.23月分		
	代表監査委員(常勤)	4.23月分		
	議 長	(令和6年度支給割合)		
	副 議 長	3.98月分		
	議 員	3.98月分		
		3.98月分		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区 長	給料×在職年数×450/100	2,021万円	任期毎
	副 区 長	給料×在職年数×306/100	1,101万円	任期毎
	教 育 長	給料×在職年数×234/100	541万円	任期毎
	代表監査委員(常勤)	給料×在職年数×216/100	599万円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長の場合は、1期（3年＝36月）の見込額である。

2 区長の退職手当は特例条例（令和4年10月19日施行）により、現区長（再選した場合も含む）は上記退職手当額から25%減額。

(算定方式)

給料×在職年数×337.5/100

(1期の手当額)

1,516万円

(支給時期)

任期毎

## 6 職員数の状況

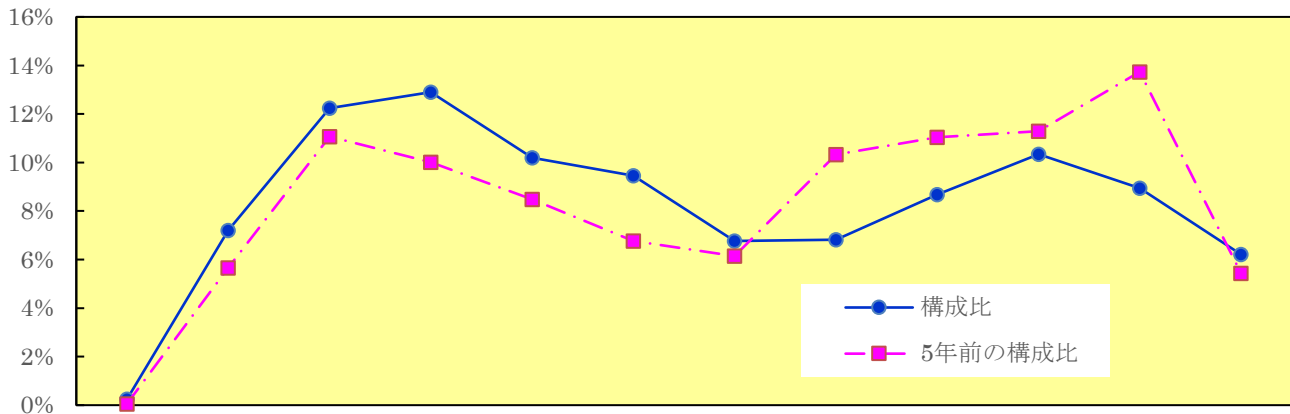
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	16	18	2	議会運営に関する体制の強化に伴う増
	総務	554	585	31	国勢調査の円滑な実施、公民連携・デジタル化施策の推進に伴う増
	税務	116	118	2	業務量の増加により、管理体制を見直したことに伴う増
	民生	1,605	1,670	65	医療的ケア児への対応強化、児童相談所の設置準備、子どもの居場所づくりに対応するための体制強化に伴う増
	衛生	438	438	0	
	労働	8	10	2	中小事業者への支援強化に伴う増
	農林水産	5	6	1	都市農業に関する業務を適切に管理・運営するための体制強化に伴う増
	商工	23	23	0	
	土木	336	335	△1	建築職の退職に伴う減
	計	3,101	3,203	102	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>55.50</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>58.43</u> 人)
	教育部門	361	355	△6	高円寺図書館の指定管理導入、学校現業系職員の退職不補充に伴う減、学校問題への対応強化に伴う増
小 計	3,462	3,558	96	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>61.65</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>64.53</u> 人)	
公営企業等会計部門	その他	108	109	1	再任用職員の勤務形態を見直し、常勤体制としたことに伴う増
合 計		3,570 [3,616]	3,667 [3,616]	97 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>63.54</u> 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員で、自治法派遣の職員を除く。  
 2 合計欄の[ ]は、条例定数の合計である。  
 3 上記職員数は、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	9	264	449	473	374	347	248	250	318	379	328	228	3,667

(注) 上記職員数は、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年		
一般行政部門	3,013	3,016	3,036	3,065	3,101	3,203	190 (106.3%)	
教育部門	396	376	371	367	361	355	△41 (89.6%)	
普通会計部門計	3,409	3,392	3,407	3,432	3,462	3,558	149 (104.4%)	
公営企業等会計計	107	106	106	107	108	109	2 (101.9%)	
総合計	3,516	3,498	3,513	3,539	3,570	3,667	151 (104.3%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 上記職員数は、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む。